

# 第 1 編 総 論

## 第 1 章 県の責務、計画の位置づけ、構成等

県は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、県の責務を明らかにするとともに、県の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

### 1 県の責務及び県国民保護計画の位置づけ

#### (1) 県の責務

県（知事及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、基本指針及び和歌山県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

#### (2) 県国民保護計画の位置づけ

県は、その責務にかんがみ、国民保護法第 3 4 条の規定に基づき、県国民保護計画を作成する。

なお、計画の策定に当たっては、「和歌山県地域防災計画」を活用するものとする。

#### (3) 県国民保護計画に定める事項

県国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、県が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第 3 4 条第 2 項各号に掲げる事項について定める。

### 2 県国民保護計画の構成

県国民保護計画は、以下の各編により構成する。

第 1 編 総 論

第 2 編 平素からの備え

第 3 編 武力攻撃事態等への対処

第 4 編 緊急対処事態への対処

第 5 編 復旧等

資料編

### **3 県国民保護計画の見直し、変更手続**

(1) 県国民保護計画の見直し

県国民保護計画は、国の基本指針の変更、国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

県国民保護計画の見直しに当たっては、県国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 県国民保護計画の変更手続

県国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第37条第3項の規定に基づき、県国民保護協議会に諮問の上、総務大臣を経由して内閣総理大臣に協議し、その同意を得た後、県議会に報告し、公表するものとする。

ただし、国民保護法施行令で定める軽微な変更については、内閣総理大臣への協議は必要ない。

### **4 市町村国民保護計画及び指定地方公共機関国民保護業務計画**

市町村の国民の保護に関する計画（以下「市町村国民保護計画」という。）及び指定地方公共機関の国民の保護に関する業務計画（以下「指定地方公共機関国民保護業務計画」という。）については、県国民保護計画に基づき作成するものとし、計画の作成にあたっては、基本指針も踏まえるものとする。

## 第2章 国民保護措置に関する基本方針

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

### (1) 基本的人権の尊重

県は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

### (2) 国民の権利利益の迅速な救済

県は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

### (3) 国民に対する情報提供

県は、国民保護措置の実施状況等について、記者会見、記者発表やインターネット等により、正確な情報を適時かつ適切に提供する。

また、情報通信技術の発展の進捗状況を踏まえ、緊急情報等をより迅速かつ正確に提供できるよう関係機関と連携し必要な対策を講じる。

### (4) 関係機関相互の連携協力の確保

県は、国、市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

### (5) 国民の協力

県は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、県は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

### (6) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮

県は、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重するとともに、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。

また、県は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(7) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

県は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者等要配慮者（病人、乳幼児、日本語でのコミュニケーションが困難な外国人など）の保護について留意する。

また、県は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

県は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

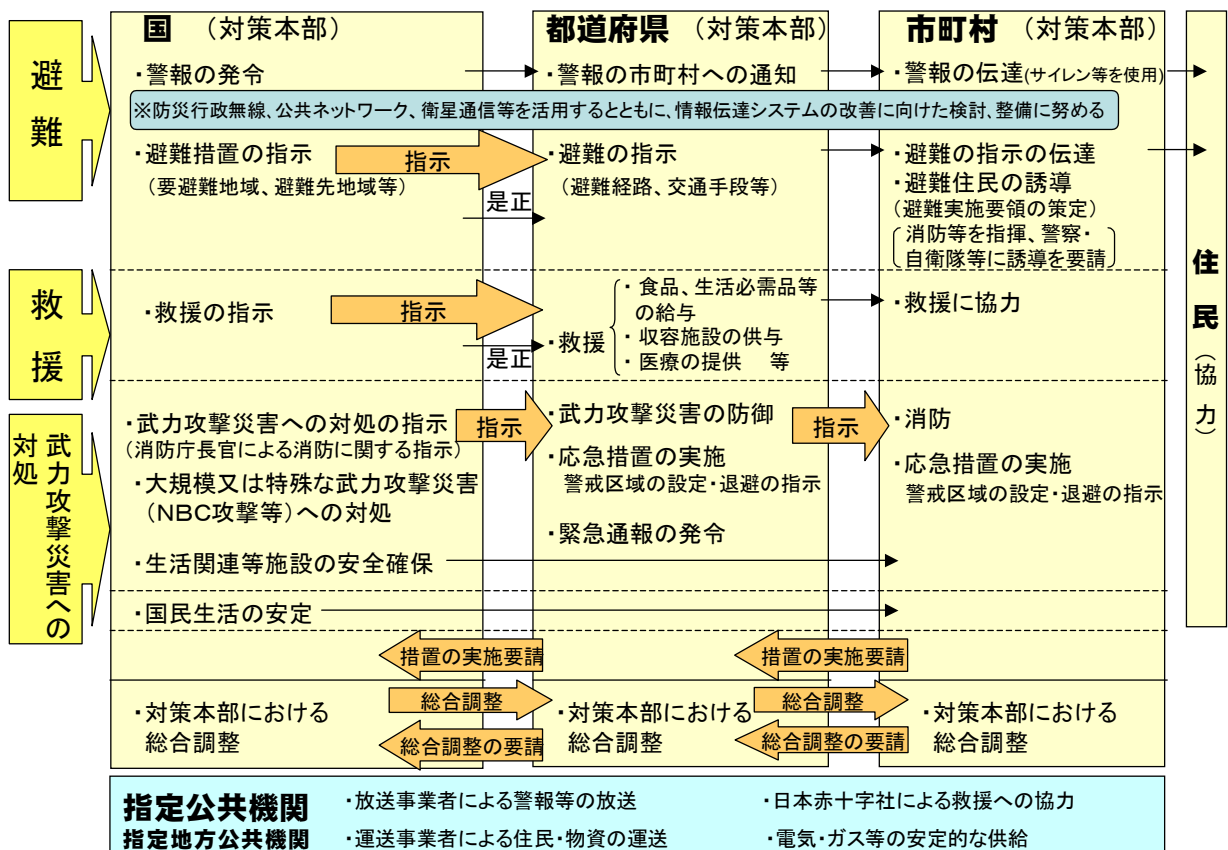
また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

### 第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

県は、国民保護措置の実施に当たり関係機関と円滑に連携するため、国民保護措置の実施主体である関係機関の果たすべき役割や連絡窓口をあらかじめ把握することとし、関係機関の事務又は業務の大綱、連絡先等について、以下のとおり定める。

※ 国、都道府県、市町村等におけるそれぞれの国民保護措置の仕組みを図示すれば、下記のとおりである。

## 国民の保護に関する措置の仕組み



国、地方公共団体、指定公共機関等が相互に連携

## 1 関係機関の事務又は業務の大綱

国民保護措置について、県、市町村、指定地方行政機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、おおむね次に掲げる業務を処理する。

※ 現時点で、武力攻撃事態等において想定される事務又は業務の大綱を記載したものである。

### 【県】

機関の名称	事務又は業務の大綱
県	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国民保護計画の作成</li> <li>2 国民保護協議会の設置、運営</li> <li>3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営</li> <li>4 組織の整備、訓練</li> <li>5 警報の通知</li> <li>6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施</li> <li>7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施</li> <li>8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施</li> <li>9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施</li> <li>10 交通規制の実施</li> <li>11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施</li> </ol>

### 【市町村】

機関の名称	事務又は業務の大綱
市 町 村	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国民保護計画の作成</li> <li>2 国民保護協議会の設置、運営</li> <li>3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営</li> <li>4 組織の整備、訓練</li> <li>5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施</li> <li>6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施</li> <li>7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施</li> <li>8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施</li> <li>9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施</li> </ol>

## 【指定地方行政機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
近畿管区警察局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 管区内各府県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整</li> <li>2 他管区警察局との連携</li> <li>3 管区内各府県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡</li> <li>4 警察通信の確保及び統制</li> </ol>
近畿中部防衛局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整</li> <li>2 米軍施設内通行等に関する連絡調整</li> </ol>
近畿総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整</li> <li>2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること</li> <li>3 非常事態における重要通信の確保</li> <li>4 非常通信協議会の指導育成</li> </ol>
近畿財務局 (和歌山財務事務所)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地方公共団体に対する災害融資</li> <li>2 金融機関に対する緊急措置の指示</li> <li>3 普通財産の無償貸付</li> <li>4 被災施設の復旧事業費の査定の立会</li> </ol>
大阪税関 (和歌山税関支署)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 輸入物資の通関手続</li> </ol>
近畿厚生局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 救援等に係る情報の収集及び提供</li> </ol>
和歌山労働局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災者の雇用対策</li> </ol>
近畿農政局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保</li> <li>2 農業関連施設の応急復旧</li> </ol>
近畿中国森林管理局 (和歌山森林管理署)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給</li> </ol>
近畿経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 救援物資の円滑な供給の確保</li> <li>2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保</li> <li>3 被災中小企業の振興</li> </ol>
中部近畿産業保安監督部 近畿支部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保全</li> <li>2 鉱山における災害時の応急対策</li> </ol>
近畿地方整備局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧</li> <li>2 港湾施設の使用に関する連絡調整</li> <li>3 港湾施設の応急復旧</li> </ol>
近畿運輸局 (和歌山運輸支局)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 運送事業者への連絡調整</li> <li>2 運送施設及び車両の安全保安</li> </ol>
大阪航空局 (関西空港事務所)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 飛行場使用に関する連絡調整</li> <li>2 航空機の航行の安全確保</li> <li>3 航空機の安全確保に係る管制上の措置</li> </ol>
大阪管区気象台 (和歌山地方気象台)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 気象等の状況の把握</li> <li>2 気象等に関する資料・情報の提供</li> </ol>

第五管区海上保安本部 (和歌山海上保安部) (田辺海上保安部) (和歌山海上保安部海南海上保安署) (田辺海上保安部串本海上保安署)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達</li> <li>2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保</li> <li>3 生活関連等施設の安全確保にかかる立ち入り制限区域の指定等</li> <li>4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示</li> <li>5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置</li> </ol>
近畿地方環境事務所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供</li> <li>2 廃棄物処理施設等の被害状況、がけき等の廃棄物の発生量の情報収集</li> </ol>

### 【指定公共機関及び指定地方公共機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
災害研究機関	1 武力攻撃災害に関する指導、助言等
放送事業者	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難住民の運送及び緊急物資の運送</li> <li>2 旅客及び貨物の運送の確保</li> </ol>
電気通信事業者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力</li> <li>2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い</li> </ol>
電気事業者	1 電気の安定的な供給
ガス事業者	1 ガスの安定的な供給
日本郵便株式会社	1 郵便の確保
一般信書便事業者	1 信書便の確保
病院その他の医療機関	1 医療の確保
道路の管理者	1 道路の管理
日本赤十字社	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 救援への協力</li> <li>2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答</li> </ol>
日本銀行	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節</li> <li>2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持</li> </ol>
電力広域的運営推進機関	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 電力の需給状況の把握</li> <li>2 会員が営む電気事業に係る電気の需給状況の悪化等への指示</li> </ol>

## 2 関係機関の連絡先

【指定行政機関等】

※資料編第2「関係機関」を参照

【国の関係出先機関(指定地方行政機関・自衛隊等)】

※資料編第2「関係機関」を参照



【他の都道府県】	※資料編第2「関係機関」を参照
【関係指定公共機関】	※資料編第2「関係機関」を参照
【指定地方公共機関】	※資料編第2「関係機関」を参照
【県庁・県地方機関】	※資料編第2「関係機関」を参照
【県警察】	※資料編第2「関係機関」を参照
【市役所・町村役場】	※資料編第2「関係機関」を参照
【消防本部等】	※資料編第2「関係機関」を参照
【関係報道機関】	※資料編第2「関係機関」を参照
【その他関係機関】	※資料編第2「関係機関」を参照

## 第4章 県の地理的、社会的特徴

県は、国民保護措置を適切に実施するため、その地理的、社会的特徴等について把握することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき県の地理的、社会的特徴について定める。

### (1) 位置

本県は紀伊半島の南西部に位置し、北は和泉山脈を境に大阪府と接し、東は奈良県、南東は三重県に接し、西は紀伊水道を挟んで兵庫県（淡路島）、徳島県と面している。

### (2) 面積

本県の面積は、4,746 km<sup>2</sup>で全国総面積377,950 km<sup>2</sup>の1.25%にあたり全国都道府県中第30位の大きさである。

### (3) 地形

本県は、紀の川沿いを除いて平野に乏しく、狭い平野が各河川・海岸沿いに形成しているほか、狭小な谷底平野が山地内部に複雑に入り込んでいる。これに対して、山地の面積は広く、傾斜が30度を越える山地が全県の約14%におよび（建設省国土地理院「昭和57年国土数値情報作成調査」）、山地は海岸線までせまっている。山地と平野の間には丘陵地や台地が分布する。

#### ① 山地

本県の中央部より北側には、和泉山脈、生石ヶ峰山地、護摩壇山・白馬山地が東西方向に走り、それより南側には果無山脈が東西方向に走り、さらに南側には、千丈塩津山地、大塔山地が北東～南西方向に走っている。山腹斜面は河川の攻撃斜面側が急で、山頂部は北又は西北に緩斜するものが多い。

#### ② 丘陵地

紀の川沿いの橋本丘陵、田辺盆地周辺の田辺丘陵、紀南沿岸の周参見・古座丘陵が見られる。これらの丘陵はほぼ15度以上30度未満と比較的緩やかな傾斜を示している。

#### ③ 台地

台地は、紀の川、有田川、日高川などの各河川沿いに発達する河岸段丘と、御坊以南の紀南海岸に発達する海岸段丘（高さ20～50m）に分けられる。

#### ④ 低地

低地は、主に紀の川、有田川、日高川、富田川沿い等に見られ、海岸近くに砂

州が形成され、その後背地に三角州性低地が発達している。

#### ⑤ 海岸

海岸線の総延長は651kmであり、和歌山市から潮岬まで499kmの紀州灘沿岸、潮岬から新宮まで152kmの熊野灘沿岸の2沿岸からなっている。

海岸線のうち紀北・紀中は典型的な沈降海岸地域で、御坊以南の紀南海岸は隆起海岸地域であり、海蝕性の岩礁海岸が多く見られて、枯木灘と呼ばれている。

#### ⑥ 河川

本県の河川は、大台ヶ原に水源をもつ紀の川が県北を西流し紀伊水道に注ぎ、また東部には、日本最多雨地帯の大峰山脈に源を発し、熊野灘に至る熊野川が県内の2大河川で一級河川となっている。この2河川に挟まれて有田川、日高川、富田川、日置川、古座川等317の二級河川並びに射矢の谷川、神谷川等の92の準用河川及びその他の普通河川がある。

【地形図】

※資料編第1「基礎資料」を参照

【地質図】

※資料編第1「基礎資料」を参照

#### (4) 気 候

日本の気候区細分によると、北部は瀬戸内気候区、南部は南海気候区に属している。

一般に、瀬戸内気候区の特徴は、雨が少なく晴天が多いことである。また、梅雨期や台風期の雨は、割合多いが、日射にめぐまれ、蒸発が盛んで、干ばつもよく起こり、乾燥した気候区である。

南海気候区の特徴は、温暖で、最も寒い月でも山間部を除いて月平均気温は6°C以上である。また、梅雨期や台風期は雨が多く、月降水量300mm以上に達し、年降水量は2,000mm以上で、湿潤な気候区である。

年平均気温は、和歌山で16.7°C、潮岬で17.2°Cであり、年平均湿度は、和歌山で66%、潮岬で71%となっている。

降水量は、一般に12月、1月が少なく、6月、7月の梅雨期と9月の台風期が多い。

日最大風速10m/s以上の年間日数は、和歌山で36日で低気圧や台風によるものである。潮岬では、年間50日にも及んでおり、1月から5月に多い。

潮岬の12月から2月は、北西季節風が多く現れ、春と秋は、北東風が卓越し、8月は北東と西が同程度となる。

【平均気温、降水量、風配図】

※資料編第1「基礎資料」を参照

#### (5) 人 口

本県の平成22年国勢調査による和歌山県の人口は、1,002,198人で、前

回の平成17年国勢調査に比べ、33,771人（減少3.3%）の減少となっている。平成17年から5年間で人口増となっているのは、3市町で、人口の増加が最も多かったのは岩出市の2,048人（4.0%）増となっている。

また、65才以上の高齢人口が増加し、約4人に1人が65才以上となっている。（平成22年国勢調査確定数による。）

【市町村別人口、人口密度等】

※資料編第1「基礎資料」を参照

## (6) 道路、鉄道

### ① 道 路

本県における道路網は、高規格幹線道路として近畿自動車道紀勢線が、府県境から南へ海岸に沿って田辺市まで整備されている。また、主要な幹線道路として、和歌山市から南に紀伊半島を一周するかたちで国道42号が、和歌山市から東の奈良県に国道24号が、和歌山市から北の大阪府に国道26号が形成されている。

また、その他の幹線道路として、南北に国道168号・国道371号・国道424号が、東西に国道311号・国道370号・国道425号・国道480号が形成されている。

### ② 鉄 道

本県における鉄道網は、東西を結ぶ幹線としてJR和歌山線が、和歌山駅から紀の川沿いに橋本市を経て奈良県でJR関西本線と連絡している。

また、南北を結ぶ幹線としては、JR紀勢本線が、和歌山市駅から海岸沿いに有田市、田辺市、新宮市を経て三重県でJR関西本線と連絡している。

さらに、本県と大阪都市圏内を結ぶ幹線としてJR阪和線が和歌山駅天王寺駅間を、南海本線が和歌山市駅難波駅間を、南海高野線が極楽橋駅から橋本市を経て難波駅間を結んでいる。

このほか、南海電鉄の加太線、和歌山港線及び和歌山電鐵の貴志川線並びに紀州鉄道が幹線から枝分かれしてそれぞれ市街地を結び鉄道網を構成している。

【道路、鉄道網等】

※資料編第1「基礎資料」を参照

## (7) 生活関連等施設

### ① 空 港

本県には、2,000mの滑走路を有する南紀白浜空港（3種C級）が県中央部の白浜町にある。

② 港 湾

本県には、特定重要港湾の和歌山下津港、重要港湾の日高港、新宮港、文里港など14港の地方港湾がある。

【空港、港湾施設の現況、配置図】

※資料編第1「基礎資料」を参照

③ 石油コンビナート

石油コンビナートは、県北西部に集中し、和歌山市湊、海南市船尾・下津、有田市初島、御坊市塩屋に所在する。

④ ダム、発電所その他生活関連等施設

(8) 自衛隊施設

自衛隊和歌山地方協力本部が和歌山市に、陸上自衛隊和歌山駐屯地が日高郡美浜町に、海上自衛隊由良基地が日高郡由良町に、航空自衛隊串本分屯基地が東牟婁郡串本町に所在する。

## 第5章 県国民保護計画が対象とする事態

和歌山県国民保護計画においては、国民保護に関する基本指針において想定されている武力攻撃事態等及び緊急処理事態を対象とする。

### 第1 武力攻撃事態等及び緊急処理事態

※ 武力攻撃事態の特徴と留意点は、資料編第6「参考資料」を参照

#### 1 武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態）

- (1) 武力攻撃事態とは、武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。
- (2) 武力攻撃予測事態とは、武力攻撃事態に至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。
- (3) 武力攻撃事態の想定は、武力攻撃の手段、その規模の大小、攻撃パターンなどにより異なるが、以下に掲げる4類型を対象として想定している。  
なお、これら事態は複合して起こることが多いと考えられる。
  - ・ 着上陸侵攻
  - ・ ゲリラや特殊部隊による攻撃
  - ・ 弾道ミサイル攻撃
  - ・ 航空攻撃

#### 2 緊急処理事態

- (1) 緊急処理事態とは武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日、対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要な事態をいう。
- (2) 緊急処理事態の想定は、攻撃対象施設又は攻撃の手段の種類により、以下に掲げる4類型を対象として想定している。  
なお、これら事態は武力攻撃事態におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定される。

## ① 攻撃対象施設による分類

- ア 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態  
原子力事業所等の破壊、石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、  
危険物積載船への攻撃、ダム破壊
- イ 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態  
大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破

## ② 攻撃手段による分類

- ア 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態  
ダーティボム等の爆発による放射能の拡散、炭疽菌等生物剤の航空機等による  
大量散布、市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布、水源地に対する  
毒素等の混入
- イ 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態  
航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ  
弾道ミサイル等の飛来

## 第2 県における武力攻撃事態及び緊急対処事態の生起の可能性

- (1) 武力攻撃事態については、県の日本における地理的位置（太平洋に面した県、東京からの離隔度等）及び現状の国際情勢等から判断して、大規模な着上陸侵攻の可能性は、少ない。  
また、小規模なゲリラ・特殊部隊による攻撃、弾道ミサイル攻撃、航空攻撃は、西日本最大の都市が存在する大阪府に隣接することから大阪府で事態が生じた場合に後方攪乱等を狙いとして起こる可能性があると考えられる。
- (2) 緊急対処事態を引き起こす攻撃手段としては、ゲリラや特殊部隊、テロ、弾道ミサイル、航空機が考えられる。
- (3) NBC攻撃については、武力攻撃事態及び緊急対処事態の「多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃」において想定されると考える。
- (4) その他隣接府県特に大阪府で事態が生じた場合、和歌山県に大量の避難住民の受入要請が予測される。

### 第3 県において攻撃目標として考えられる施設

県において攻撃目標と考えられる施設等としては、県等関係施設、自衛隊施設、海上保安庁施設、空港・港湾・大量集客施設等の公共的施設、発電所・ダム等の生活関連等施設が考えられる。